

## のとふれあい文化センター外構災害復旧工事実施設計業務委託特記仕様書

### (適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、穴水町（以下「発注者」という。）が発注する、「令和7年度の  
のとふれあい文化センター外構災害復旧工事実施設計業務委託」に適用する。

なお、本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者  
とで協議のうえ定めるものとする。

### (業務目的)

第2条 本業務は、令和6年能登半島地震により被災したのとふれあい文化センターの  
外構災害復旧に係る測量と被害写真の撮影を行ったうえで、復旧工事に必要な設計を  
行うものである。

### (業務対象地)

第3条 本業務の対象地は、鳳珠郡穴水町字内浦地内にある、のとふれあい文化センタ  
ーの敷地とする。

### (使用する諸基準)

第4条 本業務に適用する基準は、石川県測量業務共通仕様書、石川県設計及び解析業  
務委託共通仕様書を準用するほか、本特記仕様書、作業規程の準則及びその他関係法  
令とする。

### (業務内容)

第5条 本業務の内容は、次のとおりとする。

#### 1 測量

災害復旧工事を実施するために必要な設計業務の基礎資料を作成するため、敷地の  
地形、高低その他必要な測量を行う。

- |                       |                           |
|-----------------------|---------------------------|
| (1) 作業計画              | N = 1 式                   |
| (2) 4級基準点測量           | N = 5 点                   |
| (3) 現地測量 (UAV レーザー測量) | A = 0.03 k m <sup>2</sup> |
| (4) 路線測量              | L = 0.22 k m              |

#### 2 写真撮影

被害箇所の写真を撮影し、写真番号、箇所名、被害の程度等の情報を記して写真帳  
にとりまとめる。なお、写真の撮影方法は、被災の事実、形状、寸法、数量等が明瞭  
に確認できるよう、リボンテープ又はポールを添えるなどの工夫をすること。

- (1) 被害写真撮影 N = 1 式

### 3 外構補修設計

測量業務の成果に基づいて詳細な設計を行い、復旧工事に必要な設計図面（平面図、縦横断面図、構造図、展開図等）、数量根拠書（数量統括表、数量計算書等）等の資料を作成したうえで、概算工事費を算出する。

- (1) 現地調査 N = 1 式
- (2) 復旧設計 N = 1 式
- (3) 設計図面作成 N = 1 式
- (4) 数量計算 N = 1 式
- (5) 照査 N = 1 式
- (6) 報告書作成 N = 1 式
- (7) 打合せ協議 本業務に係る打合せは、着手時、中間時 2 回以上、納品時に行うものとする。

#### （復旧工法）

第 6 条 復旧工法については、原形復旧を原則として以下の事項に注意して設計すること。なお、被災の実情に応じて合理的又は経済的な工法及び施設で復旧を行うことも可能とする。その場合は、比較資料などを作成し、発注者と協議すること。

- (1) 再度災害防止の観点から被災原因の究明に努めること
- (2) 工法の選定にあたっては周辺の環境に配慮しつつ、総合的、多角的に検討して、現地に最適な工法を選定すること
- (3) 比較設計を行い、合理的又は経済的な工法を選定すること

#### （土地の立入り等）

第 7 条 受注者は、本業務の遂行に当たり現地に入る際は、あらかじめ発注者及び施設管理者に通知すること。また、現地作業に当たっては、施設利用者の支障とならないよう注意すること。

#### （成果品の提出）

第 8 条 本業務の成果品は以下のとおりとし、項目ごとにインデックスを付けて、A 4 ファイルにとりまとめて 1 部提出する。なお、納品後であっても成果品に誤りがあった場合は、受注者の責任において誤りを訂正すること。

### 1 測量業務

- (1) 各種計算書
- (2) 測量図面（平面図、縦断面図、横断面図等）

## 2 写真撮影

- (1) 被害写真帳

## 3 設計業務

- (1) 数量統括表・数量計算書
- (2) 設計図面（平面図、縦横断面図、構造図、展開図等）
- (3) 概算工事費計算書
- (4) 照査報告書

## 4 その他

- (1) 打合せ記録簿
- (2) 本業務において収集した資料
- (3) 成果品の電子データ（オリジナルデータ及び PDF を CD-R 又は DVD-R で提出）
- (4) その他発注者が必要と認めたもの

（成果品の帰属）

第 9 条 本業務の成果品は、発注者の所有物とし、受注者はそれを発注者の許可無く第三者に開示又は提供してはならない。

（守秘義務）

第 10 条 本業務を実施するに当たり知り得た情報は、発注者の許可無く第三者に漏らしてはならない。